建築基準法第86条の7に基づく

**既存不適格調書（構造関係）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　建築主事又は指定確認検査機関　様 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 建築主　　　住所 |  |
| 氏名 |  |  |
| 調査者　　　住所 |  |
| 資格 | （　　）建築士（　　）登録第　　　　　　　　　　号 |
| 氏名 |  |  |
| 電話 |  |

（注意事項）

１．建築物の配置図及び平面図に、既往工事の履歴が分かるように記載してください。

２．確認済証、検査済証及び台帳記載証明書等の書類の写しを添付してください。

３．既存不適格部分がわかる図面又は計算書を添付してください。無い場合は所見を記載してください。

４．既存部分の安全性を確認した資料（構造計算書、耐震診断書等）を添付してください。

５．その他必要に応じて別途資料の添付が必要となる場合があります。

**○既存建築物の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建　築　場　所 | 　　　　 |  |
| 物件名 |  |
| 主要用途 |  | 延べ面積 |  | ㎡ | 階数 |  | 階（地下 |  | 階） |
| 構造 |  | 構造形式 |  |
| 耐火構造 |  | 用途地域 |  | その他の地域地区 |  |
| 既往工事の履歴（※欄が不足する場合は、別途資料を添付してください） | １回目 | 工事着工年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 確認済証 | 有（第　　　　　　　　　　号　　　年　　月　　日　交付）　・　無 |
| 検査済証 | 有（第　　　　　　　　　　号　　　年　　月　　日　交付）　・　無 |
| 工事内容）　 |
| ２回目 | 工事着工年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 確認済証 | 有（第　　　　　　　　　　号　　　年　　月　　日　交付）　・　無 |
| 検査済証 | 有（第　　　　　　　　　　号　　　年　　月　　日　交付）　・　無 |
| 工事種別）　□新築　□増築　□改築　□用途変更　□修繕・模様替　□除却工事内容）　 |
| ３回目 | 工事着工年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 確認済証 | 有（第　　　　　　　　　　号　　　年　　月　　日　交付）　・　無 |
| 検査済証 | 有（第　　　　　　　　　　号　　　年　　月　　日　交付）　・　無 |
| 工事種別）　□新築　□増築　□改築　□用途変更　□修繕・模様替　□除却工事内容）　 |
| 設計図書等の有無 | □意匠図　□構造図　□構造計算書　□地盤調査資料　□確認申請書□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**○基準時以前の建築基準関係規定の適合**

|  |  |
| --- | --- |
| 確認方法 | □検査済証又は台帳記載証明書（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□現地調査（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）内容）□部材断面・寸法等の計測　□コンクリート強度調査　□鉄筋探査□溶接部の検査（□外観検査　□超音波探傷試験）□柱脚部の調査□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□施工資料（当時）　内容）□施工写真　□各種試験結果（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**○構造耐力規定の緩和**

|  |  |
| --- | --- |
| 基準時 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 既存不適格条項 | □　建築基準法　　　　第　　　 条　　第　　　項　第　　　号 |
| * 建築基準法施行令　第　　　 条　　第　　　項　第　　　号
 |
| * 年　　月　　日　　　　　　省告示　第　　　　　　号
 |
| 既存不適格の内容 |  |
| 既存不適格の部分 |  |
| 増築等に係る部分の床面積 |  | ㎡（Ａ） | 基準時以降に増築等を行った部分の面積 |  | ㎡（Ｂ） |
| 基準時における延べ面積 |  | ㎡（Ｃ） |
| 適用する緩和 | □令第137条の２第一号イ又はロ（基準時の延べ面積の1/2超え⇒Ａ＋Ｂ＞Ｃ/2） |
| □令第137条の２第二号（基準時の延べ面積の1/2以下⇒Ａ＋Ｂ≦Ｃ/2） |
| □令第137条の２第三号（基準時の延べ面積の1/20以下かつ50㎡以下⇒Ａ＋Ｂ≦Ｃ/20、50㎡） |
| □令第137条の12（大規模の修繕又は大規模の模様替） |
| 既存部分の検討項目 | ① 令第137条の２第一号イ（構造上一体とした場合）□建築物全体で、令第３章第８節に規定する構造計算により安全性を確認する□耐久性等関係規定に適合している□建築設備の規定（平17国交告第566号第１第一号）に適合している□屋根ふき材等の規定（昭46建告第109号）及び特定天井の規定（平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置）に適合している（法第20条第１項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く） |
| ② 令第137条の２第一号ロ（構造上Exp.J等で分離した場合）□地震に対して下記のいずれかに該当いずれか□(ⅰ)令第３章第８節に規定する構造計算により安全性を確認する□(ⅱ)地震に対して、令第３章第８節に規定する構造計算により安全性を確認する（法第20条第１項第一号建築物を除く）□(ⅲ)耐震診断基準（新耐震基準を含む）に適合している□地震以外の荷重・外力に対して構造計算（令第82条第一号から第三号まで）により安全性を確認（(ⅰ)の場合を除く）□耐久性等関係規定に適合している□建築設備の規定（平17国交告第566号第１第一号）に適合している□屋根ふき材等の規定（昭46建告第109号）及び特定天井の規定（平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置）に適合している（法第20条第１項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く） |
| ③ 令第137条の２第二号（構造上一体とした場合）(1)から(3)のいずれかに適合するものであること(1) □地震に対して下記のいずれかに該当□建築物全体で、令第３章第８節の規定（地震に係る部分）により安全性を確認している□令第42条、令第43条、令第46条第１項から第３項まで及び第４項（表３に係る部分を除く）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第１から第10まで）に適合している（法第20条第１項第四号の建築物で木造のものに限る）いずれか□耐震診断基準（新耐震基準を含む）に適合している（建築物の架構を構成する部材に追加及び変更（当該部材の強度及び耐力が上昇する変更を除く）がない場合に限る）□地震以外の荷重・外力に対して下記のいずれかに該当いずれか□建築物全体で、令第３章第８節の規定（地震に係る部分を除く）により安全性を確認している□令第46条第４項（表２に係る部分を除く）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第１から第10まで）に適合している（法第20条第１項第四号の建築物で木造のものに限る）□耐久性等関係規定に適合している□建築設備の規定（平17国交告第566号第１第一号）に適合している□屋根ふき材等の規定（昭46建告第109号）及び特定天井の規定（平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置）に適合している（法第20条第１項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く）(2) □令第３章第１節から第７節の２まで（令第36条、令第38条第２項から第４項までを除く）の規定に適合し、かつ、基礎の補強について、平17国交告第566号第４の規定に適合している（法第20条第１項第四号の建築物に限る）(3) □①令第137条の２第一号イ（構造上一体とした場合）に定める基準に適合している |
| ④ 令第137条の２第二号（構造上Exp.J等で分離した場合）　(1)から(3)のいずれかに適合するものであること(1) □地震に対して下記のいずれかに該当 　□令第３章第８節の規定（地震に係る部分）により安全性を確認している□令第42条、令第43条、令第46条第１項から第３項まで及び第４項（表３に係る部分を除く）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第１から第10まで）に適合している（法第20条第１項第四号の建築物で木造のものに限る）いずれか□耐震診断基準（新耐震基準を含む）に適合している（法第20条第１項第一号の建築物の場合は下記(ⅲ)にも適合すること）□地震以外の荷重・外力に対して下記のいずれかに該当 □(ⅰ)令第３章第８節の規定（地震に係る部分を除く）により安全性を確認している□(ⅱ)令第46条第４項（表２に係る部分を除く）の規定（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第１から第10まで）に適合しているいずれか（法第20条第１項第四号の建築物で木造のものに限る）□(ⅲ)令第82条第一号から第三号までの規定（地震に係る部分を除く）により安全性を確認している（法第20条第１項第一号の場合は耐震診断基準（新耐震基準を含む）に適合すること）□耐久性等関係規定に適合している□建築設備の規定（平17国交告第566号第１第一号）に適合している□屋根ふき材等の規定（昭46建告第109号）及び特定天井の規定（平25国交告第771号又は大臣認定又は落下防止措置）に適合している（法第20条第１項第一号後段に規定する構造計算により安全性を確認する場合を除く）(2) □令第３章第１節から第７節の２まで（令第36条、令第38条第２項から第４項までを除く）の規定に適合し、かつ、基礎の補強について、平17国交告第566号第４第の規定に適合している（法第20条第１項第四号の建築物に限る）(3) □②令第137条の２第一号ロ（構造上Exp.J等で分離した場合）に定める基準に適合している |
| ⑤ 令第137条の２第三号（基準時の延べ床面積の1/20以下かつ50㎡以下）(1)又は(2)のいずれかに適合するものであることいずれか(1) □既存部分の危険性が増大しない接続方法（Exp.J等）□建築物全体で、令第３章第８節に規定する構造計算により安全性を確認する□部分的な構造検討により安全性を確認する(2) □①令第137条の２第一号イ（構造上一体とした場合）もしくは③令第137条の２第二号（構造上一体とした場合）に定める基準に適合している |
| ⑥ 令第137条の12（大規模の修繕又は大規模の模様替）□構造耐力上の危険性が増大しない |
| **○総合所見** |  |